

第Ⅱ編 一般災害予防計画

第1章 防災基盤の強化

第1節 市防災会議・災害対策本部運用計画

第1項	市防災会議運用計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室
第2項	市災害対策本部組織・運用計画	<input type="checkbox"/> 総務課防災危機管理室

第1項 市防災会議運用計画

1. 市防災会議運用計画 【資料編*Ⅱ.1.1】

(1) 基本方針

基本法第16条の規定に基づき市長を会長として設置し、地域防災計画の作成並びにその実施の推進を図る。なお、その組織や所掌事務等は、「行橋市防災会議条例」に基づくものとする。

(2) 組織

市防災会議は、会長及び委員で組織する。

- 1) 会長は、市長をもって充てる。
- 2) 会長は、会務を総理する。
- 3) 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 4) 委員の定数は、25人以内とし次のうちから市長が任命する。
 - ア. 所在官公署の長
 - イ. 所在公共機関の長
 - ウ. 市職員
 - エ. 自主防災組織を構成する者または学識経験者
 - オ. 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者

なお、前項の委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。また、前項の委員は再任されることができる。

- 5) 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。この専門委員は所在官公署の職員、所在公共機関の職員、市職員、学識経験者及び市長

*資料Ⅱ.1.1「行橋市防災会議条例」

【第Ⅱ編 一般災害予防計画】

第1章 第1節 市防災会議・災害対策本部運用計画

が防災上必要と認める者のうちから市長が任命する。なお、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(3) 所掌事務

- 1) 行橋市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- 2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- 4) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(4) 議事その他会議の運営

防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

第2項 市災害対策本部組織・運用計画

【現況】

1. 市災害対策本部組織 【資料編*Ⅱ.1.2、資料編*Ⅱ.1.3】

災害対策本部は、「行橋市災害対策本部条例」に基づき、行橋市の地域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合に市長がこれを設置する。

災害対策本部は本部長、副本部長のもとに班長、班員を配備し、消防本部・消防団、警察、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得ながら災害予防及び災害応急対策を実施する。

災害対策本部長は市長をもって充て、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。また、副本部長は副市長をもって充て、本部長を助け、本部長に事故等があるときは、その職務を代理する。本部員は本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

災害対策本部には以下の班を置くこととするが、本部長が必要と認めるときはこれ以外の班を置くことができる。

- 1) 総括班（総括・広報・秘書・情報・財政・避難所担当）
- 2) 市民班
- 3) 福祉班
- 4) 都市整備班
- 5) 産業振興班
- 6) 環境水道班
- 7) 教育班
- 8) 消防班
- 9) 協力班

*資料Ⅱ.1.2「行橋市災害対策本部条例」

*資料Ⅱ.1.3「行橋市災害対策本部設置規定」

具体的な組織計画については、第Ⅲ編第1章第1節「災害対策本部等の組織計画」に記載する。

2. 動員・配備等の現況

災害発生のおそれのあるとき、あるいは災害発生時の災害対策本部の動員については、原則として本部長の指示により総括副班長である総務課防災危機管理室長及び総務課長から、各班長(部長)を経由して本部班員の動員配備が行われることになっている。また、職員が配備が完了したときは、総括副班長に電話等で報告がなされることになっている。

配備基準については、災害発生まで時間的余裕のある場合や軽微な災害で災害対策本部設置まで至らない段階での「災害警戒本部」と、災害が発生した段階の「災害対策本部」とに区分され、またそれぞれ実際の状況に応じて「第1・第2警戒体制」、「第1・第2配備」とに分けられ、それに対応する配備人員数が決められている。

【計画目標】

上記の動員配備体制の考え方は通常の間関等で用いられているものであり、基本的には大きな問題はないとも考えられるが、東日本大震災の災害教訓及び本市の社会環境等から、今後以下のような課題等の解消に努める。

- 1) 災害対策本部班員の参集は、基本的には副班長の指示により行われることとなっているが、災害時には通信の輻輳*等による連絡手段の途絶等が起きやすいことから、自動参集体制について参集時に要する時間や限られた時間内での参集可能人員数の把握など平常時から防災訓練等を通じて把握し、その体制を確立しておく。
※輻輳(ふくそう)：一ヶ所に集中し、混雑すること。
- 2) 動員に際しての連絡網・系統の整備や具体的な動員者や員数が直ちにわかるよう、詳細な動員体制について行橋市災害時職員初動マニュアルなどにより定めて体制構築並びに運用を推進する。その場合、夜間や休日などにおける当該者が不在時のバックアップ体制も考慮しておく。
- 3) 各災害対策班の分掌事務について、より具体的な役割や行動等がわかるような体制や分掌事務の内容等について詳細を検討し、適宜これを修正しつつ職員へ周知・徹底する。
- 4) 災害対策本部立ち上げの前提となる災害関連情報入手窓口のバックアップ体制や、入手方法(手段)の複線化、相互チェック体制についての整備を検討する。
- 5) 情報入手・伝達の基本となる移動通信機器(例として携帯電話やスマートフォン等)について、災害時の回線輻輳による連絡途絶を防止するための代替策をあらかじめ構築しておく。
- 6) 職員の参集状況や職員家族の安否情報チェックリスト、さらには参集途上で得た被害情報や情報連絡等に関する防災初動行動チェックリスト等、様式の整備による災害情報の明確化や共有化を図る。
- 7) 災害対応においては、部内職員同士での情報共有化及び情報の逐次更新(情報の鮮

【第Ⅱ編 一般災害予防計画】

第1章 第1節 市防災会議・災害対策本部運用計画

度) が防災初動対応を行ううえで重要になるため、パソコンの E メールや携帯メール等を活用した「防災情報システム」の構築について検討する。また、現在も使用されている紙ベース情報や掲示板を用いた情報の整理方法並びにホワイトボードのより有効な活用方法について検討し、整備を進める。

日 時	入手情報等の内容	記入者	対応	対応完了	記入者	備考
2010/7/3 12:51	〇〇事務所より記録的雨量観測に関する情報伝達	行橋太郎	庁内関係部署へ伝達	○	行橋太郎	行橋花子確認
12:55	河川氾濫の恐れありと消防団から連絡	行橋次郎	副市長に報告	○	行橋次郎	動員命令
13:03	雨量情報について再確認	行橋太郎	福岡県防災危機管理局へ情報の確認(電話またはメール)	△	行橋三郎	連絡待ち
13:04	〇〇区住民から河川浸水被害が今にも起きそうであると電話有り。	行橋花子	〇〇区長へ浸水状況等に関し問い合わせ。「〇〇川が溢れ、△△宅周辺が床上浸水、今後拡大の恐れ大」との返答	△	行橋一郎	復旧対策班は現地へ出動

【(参考) 情報共有化のための災害対策本部での情報ボード記載例】